ロ　イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ　ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

2　前項第一号の場合において、一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の法人の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の法人の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3　前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一　前項の他方の法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が同項の一方の法人により所有されている場合　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の法人との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を当該一方の法人又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出資関連法人によつて所有されているものに限る。）によつて所有されている場合に限る。）　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4　第二項の規定は、第一項第二号、第四号及び第五号の場合における株式又は出資を直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条第六号の改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、令和四年一月一日から施行する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

2　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第百二十四条第一項」を「第百二十四条」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十八号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百五十一条第二項、第百五十一条の二第三項及び第百八十六条並びに同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項中「を作成しない場合」を「の作成」に、「の署名押印」を「の署名（記名を含む。以下この項及び第五十二条第二項（捜索調書の記載事項）において同じ。）」に、「が署名押印」を「が署名」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同条第三項第一号中「債権の差押えの手続」を「差押えの手続及び効力発生時期」に改める。

第五十二条第一項第三号中「第三者の物等の捜索」を「捜索の権限及び方法」に改め、同条第二項中「署名押印」を「署名」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第五十三条第一項第三号中「には、」の下に「担保の提供に関し必要となる書類として」を加え、「その他担保の提供に関し必要となる書類」を削る。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。